

平成23年度新しい公共支援事業に伴う活動基盤整備事業委託業務 プロポーザル審査会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式に基づき実施する新しい公共支援事業に伴う基盤整備事業業務委託の実施に関し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を適正に審査し、同事業の委託事業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(審査会の設置)

第2条 茨城県新しい公共支援事業運営委員会における審査会を本事業の審査会とみなし、その運営については、茨城県新しい公共支援事業運営委員会設置要項によるものとする。

(委任)

第3条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項を茨城県新しい公共支援事業運営委員会の委員長が定める。

付 則

この要領は、平成23年 6月29日から施行する。